

地方交付税の抜本強化に関する提言（骨子案）

【提言の概要】

日本再生の基盤 ～地方交付税の抜本強化～

1 経済雇用の再生は地方から

～地域の産業特性に沿った対策を可能にする一般財源が不可欠～

（図表 1, 2, 3, 4）

地方は、製造業をはじめ、建設、サービス、農林水産、観光などあらゆる地域の産業の実態や、そこに働く人々のニーズを熟知しており、有効な対策が臨機応変に展開できるにもかかわらず、近年の厳しい財政状況のもと、義務的・経常的な項目以外に予算を充てるのが困難な状況にある。

地域特性を活かした柔軟な経済雇用対策は、国家レベルの画一的な対策より低コストで高い効果が期待できる。地方が主体的に臨機応変に地域経済の再生に向けた取組を実施できるよう、地方交付税等の一般財源の抜本強化を図ること。

2 国民生活の安心実現は地方から

～身近な行政主体によるきめ細かなサービスを可能とする一般財源が不可欠～

（図表 5）

少子高齢の本格的な人口減少社会を迎える中、経済雇用情勢も依然先行きが見えず、国民の暮らしへの不安感は増大している。

こうした将来に対する国民の不安を払拭するには、地域住民の生活に密着した行政サービスを担う地方が、地域の実態に即し、最前線でさまざまな対策を安定的に講じていくことが不可欠である。

地方が地域ニーズに応じてセーフティネットを充実させ、生活者の暮らしの安心を実現することができるよう、地方交付税等の一般財源の抜本強化を図ること。

3 分権社会の実現は分権型の税財政制度の確立から

～地方が自己決定・自己責任を貫ける自由度の高い一般財源を確保できる仕組みの確立が不可欠～ （図表 6）

効率性を重視し、経済の拡大や社会の成長に適していた中央集権型の社会経済システムは、一つの事務事業に国や都道府県、市町村が多重に関わる非効率に加え、今や人、物、資金、情報の一極集中を固定化し、我が国全体の活力低下をもたらしている。

日本再生のための基盤づくりには、それぞれの地域やそこに住む人々が多様性や個性を発揮できる簡素で効率的な社会システムへの転換が不可欠である。

このため、国と地方の役割分担を明確化し、地方が地域のニーズに沿って、自己決定・自己責任を貫ける分権体制を支える地方財政基盤の確立に向け、財源調整機能、財源保障機能を有する地方交付税の抜本強化を図ること。

平成22年度地方財政対策に向けて

1 地方交付税の総額確保

(1) 地方交付税の総額確保 (図表7,8,9,10)

平成21年度地方財政計画において、従来から、地方が主張してきた少子化対策や公立病院に係る経費、さらには雇用確保のための経費など1兆円規模の財政需要が積み増しされた。

しかし、こうした措置も日本経済を支える地域経済を活性化し、住民の将来への不安を払拭するためには十分とは言えない。

今後、地方の底力を発揮し、日本再生の基盤を確立していくという観点から、経済雇用対策のための実需に直結する地方財政の出動と、住民のセーフティネットを担う地方公共団体による福祉サービスの拡充が不可欠である。

このため、景気対策のための施策展開や増嵩する社会保障に必要な地方の財政需要を地方歳出の水準を抑制する「骨太の方針2006」に固執することなく適切に積み上げ、それに対応した交付税総額を確保すること。

(2) 地方交付税による財政力の地域間格差の是正 (図表11)

地方交付税総額の削減により、財政力の地域間格差是正のための財源調整機能が大幅に縮小している。補正予算による交付金により一定の格差是正効果は見られるが、今後とも地方交付税の抜本的強化を通じ、財源調整・財源保障機能の充実を図ること。

2 地域経済の早期安定と雇用の確保

(1) デフレギャップを埋める投資の拡大

20兆円とも言われる需給ギャップの早期解消を図り、デフレ懸念を解消するとともに、将来の国民生活に不可欠な社会生活基盤の整備のため、実需に直結する地方が主体となる以下の事業に係る地方財源を積極的に措置すること。

公共施設等の耐震化等の社会的に有用でかつ地域経済の持続的な発展に資する事業への投資

グリーンエコノミーや科学基盤整備など次世代産業のための投資

保育料の減免措置の拡大や少人数学級の実現など未来を担う人づくりに向けた投資

(2) 地域雇用創出の推進

地域の厳しい雇用状況に対応するため、最前線に対応にあたる地方の裁量と工夫を活かした施策展開が図れるよう、以下のとおり雇用創出に必要な地域雇用創出推進費の拡充や恒久化を含め、地方財源の充実を図ること。

官公需による事業量確保に加え、地域経済を支える中小企業や農林水産業者などの新たな民需喚起等による雇用の場の創出

介護、福祉、農林水産業など雇用吸収力の高い産業等への円滑な労働移動のための職業訓練、職業紹介、職業相談の強化

非正規労働者の正規雇用化や期間延長等に向けた対策の強化

職業訓練や就職活動中の生活保障や住居の手当など失業者の再就職支援策の強化

3 国の経済対策における地方財源対策の確保・充実

国の経済雇用対策に係る地方負担分はもとより、経済対策の一環として地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向け、経済安定化の責任を担う国において以下のとおりすべての団体に対して財源措置を講じること。

なお、その際必要となる地方交付税財源については、別枠で措置すること。

国の経済雇用対策に伴う地方負担の軽減や地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向けた特別の交付金制度の拡充

投資的経費に係る地方負担分に補正予算債を措置する場合の元利償還金に対する交付税措置について、公債費方式(現行 50%)による交付税算入率の大幅な引き上げなど地方負担の軽減

景気対策に係る減税への特別交付金の創設や一般会計からの加算措置等による交付税総額の増額など確実な減収補てん

4 景気後退による税収の落ち込み等への適切な対応

(1) 地方交付税財源の確保

現下の経済情勢のもとでは、所得税や法人税など地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、別枠加算等必要な措置を講じることにより、地方交付税原資を確実に確保すること。

(2) 適切な税収見込み

景気の低迷により平成 22 年度の地方税収についても厳しい状況が続くものと想定されることから、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足額を適切に積算すること。

(3) 適切な減収補てん (図表 12)

平成 21 年度の地方税収が、地方財政計画上の税収見込み額を下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。

5 地方の財政需要の適切な積み上げ

(1) 算入不足の解消 (図表13,14)

生活保護費や病院事業操出など義務的経費においては、基準財政需要額と決算額が大きく乖離していることから、十分検証を行い、適切に需要額を積み上げること。

(2) 算入対象経費の充実 (図表15)

地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。

(3) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置 (図表16)

地方の負担増を伴う制度創設・改正に際しては、十分な事前協議を行うとともに、地方の負担増分について、適切に基準財政需要額に反映すること。

なお、国の補正予算の中には、複数年度の交付金事業が含まれているが、次年度以降に実施する交付金事業に係る地方負担についても、地方財政計画に別枠で積み上げること。

(4) 国庫補助負担金の一般財源化にあたっての適切な地方財政措置

国庫補助負担金の一般財源化にあたっては、安易な補助率の引き下げを行わず、地方の主体的な行政運営に資するものとなるよう見直し、その際に必要となる財源を適切に措置すること。

また、公共事業等付帯事務費については、地方が効率的・効果的に事業が執行できるよう、これを廃止し、一般財源として措置すること。

(5) 国民の安全・安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ

(図表17,18,19)

道路・河川など国民の安全・安心に関わる経費については、維持・整備に係る必要経費を適切に基準財政需要額に反映すること。

なお、直轄事業維持管理費の地方負担分の廃止にあたっては、単に需要額を削減するのではなく、これまで財政需要の積み上げが不十分であった都道府県管理分の実態を踏まえ、必要額を適切に積み直すこと。

(6) 定住自立圏構想や交流人口拡大等による地域振興のための経費の積み上げ

定住自立圏構想や交流人口拡大など地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う財政需要は別枠により積み上げること。

なお、地方再生対策費は、抜本的な格差是正と地方再生に不可欠であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げること。

(7) 条件不利地域や大都市など地域の実情に応じた適切な積み上げ

条件不利地域や大都市など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情を踏まえ、交流促進など地域振興のための対策も含め、適切に基準財政需要額に反映すること。

また、合併市町村の厳しい財政状況に鑑み、新市建設計画に基づき整備した公共施設の維持運営費など、地域の実情に応じた財政需要を適切に積み上げること。

(8) 給与カットなど懸命の行革努力の住民サービスへの反映 (図表20)

地方は人員削減や給与カットなど懸命に行革努力による歳出カットを行っても、なお、地方財政は住民サービスの削減にも及ばざるを得ない状況が続いている。こうした行革努力が住民サービスに還元できるよう適切に需要を積み上げること。

(9) 義務付け・枠付けの撤廃に伴う地方交付税減額に対する反論

義務付け・枠付けの撤廃が実現すれば、地方交付税は減少するといった議論があるが、義務付け・枠付けが撤廃されれば、地方の創意工夫により、より効率的、効果的に行政サービスを提供することができるようになる一方、事務事業自体が廃止されることにはならず、単純に地方交付税の削減が可能といった認識は大きな事実誤認。

地方交付税制度の抜本的改善に向けて

1 地方の財政自主権を担保するための税源配分の実現

国と地方の税源配分について、まずは5：5を目指した地方税源の充実強化が必要。税源配分5：5の実現は、基本的に国庫補助負担金の廃止・縮小とそれに伴う偏在性の少ない地方消費税等への税源移譲によってなされるべき。

消費税の社会保障の安定財源確保に向けた税率の検討にあたり、もっぱら年金等国の財源として活用しようとする議論もあるが、地方消費税や消費税の地方交付税原資部分が地方の固有の財源であり、地方が社会保障に重要な役割を果たしていることに十分に留意すべき。

地方消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の抜本的強化を図ること。

2 地方交付税原資の充実（図表 21）

平成8年度以来、14年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いていることに加え、今後、社会保障関係費等の義務的経費や、臨時財政対策債をはじめとした地方債の償還のための公債費の増嵩が明らかであることから、将来にわたる地方交付税制度の安定的な運営が困難な状況にある。

「中期プログラム」で示された税制抜本改革の実施にあわせ、法定率の引き上げや、交付税原資の税目の見直しなど、地方交付税原資の安定確保を図るための措置を講じること。

3 事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

特に道路・河川の権限移譲にあたっては、恒久的な財源措置がなされるまでの限時的な措置として国直轄事業と同じ国負担率の「交付金等」を創設するとともに、その総額を確保すること。人員の移行に際しては、徹底的なスリム化はもとより、その給与、退職金等について適切に措置すること。

4 直轄事業負担金制度の廃止

国と地方の役割分担を明確化した上で地方負担金制度を廃止すること。
特に、管理者が負担すべき維持管理費負担金については、早急に廃止すること。

廃止するまでの間は、地方負担金の基準や内訳明細を速やかに情報開示し、事業主体として地方への説明責任を果たすとともに、退職手当や庁舎建設費等現行制度の問題点についても早急な改善を進めること。

また、事業の採択や変更等に関し、地方の意見が十分に反映できる枠組みを構築すること。

5 地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法の安定化など地方交付税の予見可能性を高めること。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画

直轄負担金、社会保障、義務教育など制度立案・見直しにあたっての検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図ること。

(3) 地方共有税の早期具体化

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されことなく確保されるよう、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」を早期に具体化すること。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置

地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すること。